

令和6年10月分（12月支給分）からの児童手当のご案内

※ 出生・転入の場合、誕生日・前市の転出予定日の翌日から15日以内に本庁にて手続きが必要です。（開庁日は出生・転入届出後、すぐに手続きができます。）

児童手当の支給を受けた者は、これを家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資するよう用いなければなりません。

◆ 支給対象となる児童

日本国内に居住する（留学は対象に含む）18歳の誕生日後の最初の3月31日まで（高校生年代まで）の児童

※住民登録はあるが、実際の居住地が海外にある場合は対象外

◆ 受給資格のある人

豊中市に住民登録をし、高校生年代までの児童を監護し、生計を同じくする父母等。（原則、生計中心者）

◆ 手当の支給日

10月10日	8・9月分
12月10日	10・11月分
2月10日	12・1月分
4月10日	2・3月分
6月10日	4・5月分
8月10日	6・7月分

支給日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関が営業している日

◆ 手当の額

3歳未満 第1子、第2子 15,000円
第3子以降*1 30,000円

3歳から高校生年代まで

第1子、第2子 10,000円

第3子以降*1 30,000円

*1 第3子以降とは、大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童等のうち、3子目をいいます。

◆ 多子加算のカウント対象

大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童等

なお、大学生年代（18歳年度末以降22歳年度末まで）については、経済的負担がある場合のみカウント対象とします。その場合、「監護相当・生計費負担の確認書」の提出が必要です。

◆ 所得について

- 児童手当は、6月が更新月であり、毎年8月～翌年7月までを1年度として認定しています。所得の対象は前年1月～12月分までです
- 父母等の所得を比較した上で、住民票上の世帯主や、社会保険や税法上の扶養の状況等を踏まえ、「生計を維持する程度の高い者」を総合的に判断することになります。
- ひとり親世帯については、所得の確認は行いません。
- 給与収入の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得にあたりますが、給与以外に所得があればその分も合算されます。なお、土地・家屋等の譲渡所得がある場合は「特別控除後」の金額が合算されます。
- 給与所得又は公的年金等所得を有する場合は10万円（給与所得及び公的年金等所得の合計額が10万円に満たない場合は、その額）を控除して計算します。

【ご注意ください】

- 各種届出（裏面参照）は、本庁舎（第一庁舎総合窓口または第二庁舎3階307）にて手続きが可能です。
- 各手続きは郵送も可能です。郵送でご提出の場合、受付日は子育て給付課に到着した日となります。
- 必要書類の一部はホームページに掲載しております。（右記二次元コードからアクセス可）

【問合せ先】 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所 第二庁舎 3階
こども未来部 子育て給付課 ☎06-6858-2269



◆ 認定請求手続き

出生や転入等により、児童手当を受けるには、請求し認定される必要があります。

請求をした月の翌月分から支給になります。ただし、月末の出生や転入等の場合、誕生日・前住所地の転出予定日等の翌日から15日以内に請求すれば、該当日の属する月の翌月分から支給となります。

認定請求が遅れると、支給開始月が遅れ、手当を受給できない期間が発生しますので、請求に必要な書類が揃わない場合は、「請求書」のみを先に提出いただき、後日その他必要書類をご提出ください。

*公務員の人は、直接勤務先（独立行政法人等を除く）に認定請求してください。

請求に必要なもの

【児童手当認定請求書】出生・転入等により新たに豊中市で児童手当を請求する人

- 請求者名義の振込先口座のわかるもの
- 請求者及び配偶者の個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）
（請求者と児童が別居している時）
- 児童の個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）

【額改定請求書】すでに手当を受けている人が、第二子以降の出生等で養育している児童が増えた時

- （請求者と児童が別居している時）
- 児童の個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）

*個人番号を用いた情報照会を行うことで、健康保険証、所得証明書、住民票などの添付を省略することができます。個人番号による照会ができなかった場合などで、別途健康保険証のコピー等のご提出をお願いする場合があります。

*受給資格確認のため、この他に書類の提出をお願いする場合があります。

※ 認定請求が必要な事例

- 児童が出生した → 誕生日
- 受給者が転入した → 前住所地の転出予定日
- 受給者が公務員でなくなった → 公務員でなくなった日
- 生計中心者が帰国した → 転入日
- 児童が施設等を退所し、養育し始めた → 退所日
- 生計中心者が変わった（婚姻・離婚・拘禁等）
- 現受給者のみが海外へ転出した
- 父母が海外転出し、父母指定者が国内で養育し始めた
- 児童を引き取り、養育し始めた
- DV等により、受給者と別生計で養育し始めた

◆ 消滅届・額改定届

手当を受けている人が、転出等により当市での児童手当の受給資格を満たさなくなった場合、消滅届の提出が必要です。また、何らかの事情で養育している児童が減った場合、額改定届の提出が必要です。

※ 消滅届・額改定届が必要な事例

- 受給者が豊中市から転出した
- 受給者が生計中心者ではなくなった
- 受給者、児童または大学生年代の子が国内に住所を有しなくなった
- 受給者が父母指定者ではなくなった（父母の帰国等）
- 受給者、児童または大学生年代の子が死亡した
- 児童と同居しなくなった
- 児童を養育しなくなった
- 大学生年代の子を監護相当・生計費負担をしなくなった
- 児童が施設等に入所した
- 受給者が公務員になった

◆ 現況届

令和4年6月より原則提出不要になりました。一部提出が必要な方（児童と別居している方、離婚協議中で同居の父母が手当を受給している方、大学生年代の子が進学せず就職等している方など）へは6月初旬に郵送します。届出がないと受給資格があっても、8月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください

◆ 加入年金変更の届出

3歳未満の児童を養育している児童手当の受給者の方については、加入している年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）に届出が必要です。

◆ 複数の者が児童を養育する場合、同居者が優先的に手当を受給できます

離婚協議中で別居し、父母等が生計を別にしてしている場合は、同居者に手当が支給されます。ただし、単身赴任の場合等は除きます。

（離婚協議中であることを証明する書類の添付が必要です。詳しくはお問い合わせください。）